

通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）

第 1 章 総則

（関係法令の略称）

0-1 この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) 通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）…………… 法
- (2) 通関業法施行令（昭和 42 年政令第 237 号）…………… 令
- (3) 通関業法施行規則（昭和 42 年大蔵省令第 50 号）…………… 規則

（委任関係の取扱い）

2-1 通関業者が、輸出者、輸入者、限定申告者（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）その他関税に関する法令の規定により輸入の申告をする者の資格が限定されている場合における申告者をいう。以下この項において同じ。）等依頼者（以下「依頼者」という。）の代理人として通関業務を行う場合の委任関係については、次により取り扱う。

- (1) 各種の申告、申請等は、原則として依頼者の名をもって行うこととし、通関業者が依頼者に代わって自己の名をもって申告等を行うことはできないものとするが、通関業者が代理人として申告書等に記名押印したときは依頼者の押印は要しない。
- (2) 通関業者が、代理手続をする場合には、必要がある場合を除き、別個に委任の事実を証する書類の提出は要しない。

ただし、通関業者は法第 22 条第 1 項及び令第 8 条第 2 項第 2 号の規定により通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類（包括的なものであっても差し支えない。）を保存しなければならない。

- (3) 限定申告者であっても、通関業者による代理申告は、当然、認めて差し支えない（法的には、限定申告者が輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に貨物の輸入を依頼し、当該輸入取引者が通関業者に通関手続を委任することによって復代理の関係が生じたものと解する。）。この場合においては、輸入（納税）申告書等（関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7-2 の(1)に規定する輸入（納税）申告書等をいう。以下同じ。）の輸入者の住所、氏名欄の上位に当該限定申告者の住所、氏名又は名称を記載するとともに、同欄の下位に当該輸入取引者の住所、氏名又は名称をも記載し、当該輸入取引者から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名又は名称を代理人住所、氏名欄に記載する。

なお、この場合には、当該限定申告者と輸入取引者の関係について、購入依頼書等の書類により確認することとする。

（通関手続の範囲）

2-2 法第 2 条第 1 号イ(1)にいう「通関手続」の範囲は、次による。

- (1) 本号イ(1)の(一)から(五)までに掲げる申告、申請等（以下この項において「輸出入申告等」という。）以外の手続（例えば、各種の関税の減免税関係手続、指定地外貨物検査許可申請（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 69 条第 2 項に規定す

る許可の申請をいう。)、開庁時間外の執務を求める届出(関税法第98条第1項の届出をいう。後記18-1において同じ。)等)であっても、輸出入申告等と関連して、輸出入申告等からそれぞれの許可又は承認を得るまでの間に行われるものは通関手続に含まれる。

なお、輸出入申告等以外の手続が、輸出入申告等の前又は許可又は承認の後にされる場合は、法第7条に規定する関連業務として通関業者による代理手続を認めることとする。

- (2) 輸入の許可後に行われる関税の確定及び納付に関する手続(例えば、輸入許可後の修正申告(関税法第7条の14第1項に規定する修正申告をいう。後記18-1及び18-2において同じ。)、更正の請求(同法第7条の15第1項の規定による更正の請求をいう。後記18-1及び18-2において同じ。)、特例申告(同法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。後記18-2において同じ。)等)は、通関手続に含むものとする。また、輸出入申告等の許可又は承認の内容に変更を及ぼすこととなる手続(例えば、輸出許可後の船名、数量等変更申請手続)も通関手続に含まれる。

(「業として」の意義)

- 2-3 法第2条第2号《定義》に規定する「業として通関業務を行う」とは、営利の目的をもって通関業務を反覆継続して行い、又は反覆継続して行う意思をもって行う場合をいう。この場合において営利の目的が直接的か間接的かは問わないものとし、通関業務が他の業務に附帯して無償で行われる場合もこれに該当する。

第2章 通関業

第1節 許可

(条件の種類等)

- 3-1 法第3条第2項《通関業の許可》の規定により許可に付することができる条件は、通関業務を行うことができる地域の限定(以下「地域限定」という。)、取り扱う貨物の種類の限定(以下「貨物限定」という。)及び許可の期限に限るものとする。

なお、許可に付する条件の内容は、許可証に明記する。

(条件を付する時点)

- 3-2 法第3条第2項《通関業の許可》の規定により税関長が通関業の許可に付する条件は、次の場合を除き、原則として許可を行う際に行う。

- (1) 通関業の許可を受けている者から条件を付することについて申出があつた場合(例えば、通関士をおくことができなくなつた等の理由で「貨物限定」等の条件を付するような場合)
- (2) 法第34条第1項《通関業者に対する監督処分》の規定により通関業者を監督処分に付した場合(取消しの場合を除く。)で、当該監督処分後の業務改善等の状況を監視する必要がある場合

(地域限定の条件を付する場合)

3-3 地域限定の条件は、原則として、申請者から令第5条《通関士の設置に係る地域の指定》で定める地域（以下「通関士設置地域」という。）以外の地域（以下「地方港」という。）においてのみ通関業務を行う旨の申請があつた場合に限り付するものとする。この場合において付する条件は、通関業務を行うことができる地域を地方港に限定する旨のものとする。

ただし、地方港の特定の1地域のみ限定することが特に必要と認められる場合（例えば、申請者の営業規模等からみて通関業務を行う地域を特定の地方港にのみ限定することが特に必要と認められるような場合）においては、通関業務を行うことができる地域を当該地域のみ限定する旨の条件を付することとして差し支えない。

（貨物限定の条件を付する場合）

3-4 貨物限定の条件は、原則として、申請者が通関士設置地域で通関業務を営む場合であつて、当該申請者から、その通関業務に係る取扱貨物を一定の種類（後記13-1（「一定の種類貨物のみに限られている場合」の意義）に定めるところによる。）のもののみに限る旨の申請があつた場合に限り付する。

（許可期限の条件を付する場合）

3-5 許可期限の条件は、営業の状態等について追跡又は監視を必要とする次の場合に限り付するものとし、その期限は、それぞれに掲げる期間とする。

- (1) 法第3条第1項《通関業の許可》の規定により通関業の許可を新規に行う場合であつて、資産内容及び収支の状況、通関業務経験者の有無、他の税関で既に通関業の許可を受けている通関業者にあつては、当該他の税関管内における営業状況を勘案して許可期限を付する必要があると認められる場合 3年
- (2) 法第34条第1項《通関業者に対する監督処分》の規定により通関業者を監督処分に附した場合 2年
- (3) 既に付した許可の期限を延長する必要がある場合 2年

（許可期限の条件を付した場合の取扱い）

3-6 前記3-5により通関業の許可に期限の条件を付した場合の取扱いについては、次による。

- (1) 前記3-5の(1)により条件を付した通関業者については、許可後3ヵ月程度経過時において初期指導を目的とした業務運営の実態把握を行う。
- (2) 前記3-5の(2)又は(3)により条件を付した通関業者については、条件付与時において業務運営等に関する「改善計画書」の提出を求め、必要な指導を行う。
- (3) 許可期限の到来前に条件付与の必要性がなくなつたと認められる通関業者については、その時点において速やかに当該条件を解除する。

なお、この場合における条件の変更の取扱いは、後記3-7に準ずる。

（条件の変更）

3-7 法第3条第2項《通関業の許可》の条件を変更する場合は、次の取扱いによる。ただし、前記3-2の(2)（監督処分後の業務改善等の状況を監視する必要がある場合）の場合にあつては、(1)及び(2)の取扱いは適用しない。

- (1) 条件の変更は、通関業の許可を受けている者からの申請に基づき必要に応じて

行うものとする。

- (2) 条件の変更を申請しようとする者があるときは、「許可条件変更申請書」(B-1010)に許可の申請に準ずる添付書類を添えて提出させる。
- (3) 条件を変更するときは、その旨を公告するとともに、「許可条件変更書」(B-1011)を交付する。
- (4) 公告及び「通関業者台帳」(B-1030)への記載については、後記3-9に準ずる。

3-8 削除

(許可の公告等)

3-9 法第3条第4項に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。

- (1) 公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示して行う。
- (2) 通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。

なお、許可証を交付したときは、「通関業者台帳」に所要の事項を登載しておく。

- (3) 法第5条に規定する許可基準を充足していないこと又は法第6条に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。

(登録免許税の納付手続)

3-10 通関業の許可に係る登録免許税の納付の手続については、次による。

- (1) 通関業を許可したときは、「通関業の許可に係る登録免許税の納付通知書」(B-1040)(以下この項において「通知書」という。)1通に納付すべき登録免許税の額、納付の期限等を記載し、納付書(国税通則法施行規則別紙第1号書式)とともに許可を受けた者に送達する。この場合において、上記の通知書に記載すべき納付の期限は、通関業の許可の日から20日を経過する日とする。
- (2) 許可を受けた者が、通知書に記載された登録免許税を納付した場合には、通知書の裏面に領収証書をはり付けて税関に提出させ、これにより税関において納付を確認する。

なお、通関業の許可をすることとなる日があらかじめ明らかで、税関において必要と認めるときは、上記(1)にかかわらず事前に通知書を送達しておき、領収証書をはり付けた書類の提出と引換えに通関業の許可証を交付する取扱いとして差し支えない。

- (3) 登録免許税法(昭和42年法律第35号)第32条《通知》の規定による財務大臣に対する通知のため、前年度内にした通関業の許可に係る登録免許税の納付件数及び納付額の合計額を毎年5月31日までに本省に報告する。

(報告)

3-11 法第3条《通関業の許可》関係の報告については、次による。

- (1) 毎年 4 月 1 日現在における通関業者の名簿を「通関業者名簿」(B-1050)及び「管轄別通関業者数等調」(B-1050-2)により作成し、本省及び各税関に送付する。
- (2) 通関業の許可件数等を年度分取りまとめ「通関業関係定期報告書」(B-1051)により 4 月 30 日までに本省に送付する。

(通関業の許可に係る標準処理期間)

3-12 法第 3 条の規定による通関業の許可に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 6 条に規定する標準処理期間については、次による。

- (1) 税関長は、後記 4-1 (許可の申請)の「通関業許可申請書」が税関に到達してから 20 日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- (2) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - イ 当該申請を補正するために要する期間
 - ロ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - ハ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
 - ニ 暴力団員等の排除に関する警察当局への意見聴取に要する期間

(許可の申請)

4-1 法第 4 条《許可の申請》の規定による許可の申請は、「通関業許可申請書」(B-1060)による。

(許可申請書の添付書面)

4-2 規則第 1 条の規定の適用は、次による。

- (1) 第 1 号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 3《中長期在留者》の規定に基づき法務大臣が交付する在留カードの写しとする。
- (2) 第 1 号に規定する「定款」及び「登記事項証明書」については、その事業目的に「通関業」との記載がないものであっても差し支えない。
- (3) 第 2 号に規定する「成年被後見人とみなされる者」等の用語の意義については、次による。
 - イ 「成年被後見人とみなされる者」とは、民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)による改正前の民法(以下「改正前の民法」という。)の規定により禁治産の宣告を受けた者をいう。
 - ロ 「被保佐人とみなされる者」とは、改正前の民法の規定により心神耗弱を原因として準禁治産の宣告を受けた者をいう。
 - ハ 「従前の例によることとされる準禁治産者」とは、改正前の民法の規定により浪費を原因として準禁治産の宣告を受けた者をいう。
- (4) 第 2 号に規定する「官公署の証明書」については、申請者(申請者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。)が法第 6 条第 1 号の成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がないことを証明した東京法務局の登記官が交付する証明書(「登記されていないことの証明書」をいう。)並びに上記(3)のイからハまで及び同条第 2 号に該当しない旨の市区町村長の証明書の両方の提出

を要する。

ただし、申請者が外国人の場合には、「これに代わる書面」として法第6条第1号及び第2号に該当しない旨のこれらの者の宣誓書等とする（この場合の宣誓書については、規則第1条第3号に規定する後記(5)の宣誓書により、同条第1号から第7号までにつき、我が国においてこれらに該当しない旨及び外国の法令上これらと同様に扱われていない旨を宣誓させるものとする。）。

(5) 第3号に規定する宣誓書は「宣誓書」(B-1080)による。

(6) 第4号に規定する名簿及び履歴書が必要な「その他の通関業務の従業者」は、後記22-1の(3)の規定による。

(7) 第4号に規定する「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者」に「派遣労働者」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号《用語の意義》に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。)が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約(同法第26条第1項《契約の内容等》に規定する「労働者派遣契約」をいう。以下同じ。)及び派遣元事業主(同法第2条第4号に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。)の概要(労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、登記事項証明書、決算書等は要しない。)を提示させるものとする。

(8) 第7号に規定する「その他参考となるべき書面」とは、次に掲げるものをいう。

イ 営業明細書(B-1070)

なお、他の税関の管轄区域内において適正に通関業を営む通関業者から、新たに通関業務を行おうとする管轄区域内の税関に通関業の新規許可の申請がなされた場合は、提出を求めないこととして差し支えない。(当該通関業者の経営状態が極度に悪化している場合等当該他の税関において後記10-3により通関業の廃止等の指導を行うことが適当と認められる場合を除く。)

ロ その他法第5条各号に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために税関長が特に必要と認める書類

なお、提出をを求める書類は必要最小限のものとし、主要荷主等依頼者の推薦状及び委任状といった書類を求めることのないよう留意する。

(営業所ごとの責任者)

4-3 法第4条第1項第3号《許可の申請》に規定する「営業所ごとの責任者」とは、例えば、当該営業所が本社である場合には、通関業務担当の役員、支店である場合には支店長とする。

(「経営の基礎が確実であること」の意義)

5-1 法第5条第1号《許可の基準》の適用については、次による。

(1) 「通関業の経営の基礎が確実であること」とは、申請者の資産内容が充実し、収支の状況が健全であり(申請者に繰越欠損金がなく、当期利益がある。)、かつ、通関業務を営むための必要な設備(例えば、予定される通関業務に係る取扱貨物の種類及び量に応じた営業所並びに通関書類等の作成及び保存に必要な設備)が整っていると認められることをいう。

なお、申請者に繰越欠損金がある場合であっても、繰越欠損金が資本金の範囲内であり、直近の2期の決算が黒字であって、今後の経営計画等により繰越欠損

金の減少が見込まれる等税関長が特に支障がないと認めた場合には、「収支の状況が健全である」と認めて差し支えない。

- (2) 申請者が新たに法人を設立した場合等であって、収支の状況を明らかにすることができない場合には、資金の額、経営計画書、親会社との連結決算の状況等により、今後の安定した経営が見込まれる場合に限り、「収支の状況が健全である」と認めて差し支えない。

この場合においては、前記 3-5(1)の規定により許可期限を付するものとする。

(「人的構成に照らし」の意義等)

5-2 法第 5 条第 2 号の適用については、次による。

- (1) 「人的構成に照らし」とは、許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者全体の人的資質に関する評価をいうほか、全体として、組織体制が確立しているかどうかの評価をも含む。

- (2) 「適正に遂行することができる能力を有する」とは、次の各号に該当するような場合をいう。

イ 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者の人的資質が優れている（例えば、過去に法及び関税法その他関税に関する法令の違反がないなど法令遵守の意識が高い）こと。

ロ 許可申請者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の従業者が通関業に関し十分な知識（例えば、法及び関税法その他関税に関する法令に関する知識）及び経験（例えば、通関士又は従業者として通関書類等の作成や法第 14 条の通関士の審査等の実務経験）を有していること。

ハ 管理監督体制が確立している（例えば、法令遵守のための社内管理規則を整備している）こと。

ニ 通関業務の種類及び量並びに通関士その他の従業者の通関業務経験年数に照らし、通関士その他の従業者の配置が適切に行われていること。

- (3) 上記(2)ハに規定する「法令遵守のための社内管理規則」とは、例えば次の事項を参考として、許可申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守し通関業務を適正に遂行するために必要な事項が記載されたものをいう（後記 38-1 において単に「社内管理規則」という。）。

イ 目的等

(イ) 社内管理規則は、通関業務を適正に遂行するため、必要な措置を定めるために制定するものであることを定める。

(ロ) 適正な通関業務を遂行するための基本方針及び適用範囲を定める。

ロ 社内体制の構築

(イ) 適正な通関業務を遂行するための責任体制を明確化するため、通関業務に係る社内体制、具体的な業務の内容、責任者及びその責任の範囲等を定める。

(ロ) 社内管理規則に関する事項を総括する組織（以下「コンプライアンス委員会等」という。）の設置について定める。

ハ 通関手続

適正な通関手続を行うため、通関書類の作成に際しての手法、手順及び留意すべき事項等を定める。

ニ 監査

コンプライアンス委員会等による定期的かつ継続的な監査体制を確立し、監査事項及び手順並びに監査結果に関する対応措置等を定める。

ホ 教育及び訓練

従業者（通関士を含む。）が常に高いコンプライアンス意識と通関業務に係る専門的知識を習得及び維持するため必要な教育及び訓練の実施方法を定める。

ヘ 書類の保存

法第 22 条第 1 項の規定に基づく通関業務に関する書類の他、通関業務が適正に遂行されていることを監査するうえで保存を要する書類及びその保存方法を定める。

ト 顧客及び貨物管理者との関係

顧客及び貨物管理者（以下「顧客等」という。）との適正な関係を保持するため、顧客等の情報、通関依頼の内容等の把握及びその情報の管理方法を定める。

チ 税関との関係等

税関への通報体制及び税関の審査・検査への対応方法を定める。

リ 報告及び危機管理

事故発生時の社内における報告・連絡体制（危機管理体制）及びその対応方法を定める。

ヌ 処分

従業者について、法令、社内管理規則に違反があった場合の処分について定める。

ル その他業務手順等の具体的規則の整備

通関業務を適正に遂行するための業務手順書の整備等、必要な事項を定める。

- (4) 「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあっては代表者及び役員等）が関税法第 79 条第 3 項第 1 号ホからチまでの規定に該当するなどの社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。なお、関税法第 79 条第 3 項第 1 号へ又はチに該当するものでないことの確認については、別途通知する方法により都道府県警察に照会して行うものとし、都道府県警察から、同号へ又はチに該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。

イ 次に掲げる者は、「十分な社会的信用を有する者」には含まないものとする。

- (イ) 法第 6 条第 3 号から第 5 号までに掲げる処罰又は処分を受けるに至らないが、現に当該処罰若しくは処分のための関係機関による犯罪捜査若しくは犯則調査を受けている者又は起訴された者等で社会的非難を受ける違反行為をしたことにつき、相当の疑いがある者。
- (ロ) 他の行政庁による行政処分を受けるには至らないが、現に当該行政庁による当該処分のための調査（上記(イ)に規定する犯則調査を除く。以下この項において同じ。）を受けており、その結果を受けて、法第 34 条第 1 項に規定する監督処分を行う必要があると思料される者。この場合においては、

当該調査の対象となった違反行為と通関業務との関連性の程度、当該違反行為の社会的影響等を慎重に考慮すること。

ロ 申請者が次に掲げる者である場合には、「十分な社会的信用を有する者」に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ) 過去3年以内に行政庁による行政処分を受けている者であつて、当該処分に係る違反行為と通関業務との関連性がなく、かつ、当該違反行為を防止するため必要な措置を講じていることが確認できた者。

(ロ) 違反行為の疑いにつき現に行政庁の調査を受けている者であつて、当該調査の内容及び調査の対象となった違反行為の内容から通関業務との関連性もないと認められる者（ただし、この場合において、当該調査の結果によっては、業務の改善に必要な措置を講じることが必要となる。）。

（「通関業の開始が……必要かつ適当なものであること」の取扱い）

5-3 法第5条第3号《許可の基準》の審査に当たつては、本条項が通関業への参入の実質的な障害とならないよう留意する。

（「第13条第1項の要件を備えることとなつていること」の意義）

5-4 法第5条第4号《許可の基準》に規定する「第13条第1項の要件を備えることとなつていること」とは、申請の際、通関士試験合格者を現に雇用しているか、又は通関士試験合格者を雇用することが雇用契約等により確実と認められる場合をいい、単なる見通しは含まれない。

（他の税関で許可を受けている通関業者からの新規許可申請に対する取扱い）

5-5 他の税関で許可を受けている通関業者からの新規許可申請に対する取扱いは、次による。

(1) 他の税関の管轄区域内において適正に通関業を営む通関業者から、新たに通関業務を行おうとする管轄区域内の税関に通関業の新規許可の申請がなされた場合は、次に掲げる許可基準の審査を省略して差し支えない。

イ 当該申請に係る前記5-1（「経営の基礎が確実であること」の意義）の審査（当該他の税関で許可後、経営状態が極度に悪化している場合等後記10-3により通関業の廃止等の指導を行うことが適当と認められる場合を除く。）

ロ 当該申請に係る前記5-2（「人的構成に照らし」の意義等）の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質の審査

(2) 次に掲げる地域相互間において営業所の新設の申請がなされた場合には、前記(1)によるほか、営業所については、後記8-1（営業所の定義）にかかわらず、通関業者の職員が常駐していなくとも、税関との連絡体制及び必要に応じて職員を派遣する体制が整備されていると認められるものについては、営業所に該当することとして差し支えない。

イ 東京税関東京航空貨物出張所管轄区域と横浜税関千葉税関支署船橋市川出張所管轄区域の相互間

ロ 門司税関博多税関支署及び福岡空港税関支署管轄区域と長崎税関三池税関支署久留米出張所管轄区域の相互間

（偽つた申告をする等の罪）

6-1 法第6条第4号イ《欠格事由》に規定する「関税法第111条第1項第2号《許可を受けないで輸出入する等の罪》の規定に該当する違反行為」には、重大な過失により偽った申告をする等の罪(関税法第116条)を犯した場合は含まれないので、留意する。

(「違反行為をして……刑に処せられた」の意義)

6-2 法第6条第4号及び第5号の欠格事由に該当することとなるのは、行為者としてこれらの各号に規定する罰条に該当して罰金の刑に処せられ、又は通告処分を受けた場合をいい、両罰規定(関税法第117条、法第45条)の適用により罰金の刑に処せられ、又は通告処分に付された場合は含まれない。

(「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れる等」の意義)

6-3 法第6条第4号ロ《欠格事由》に規定する「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け」とは、国税又は地方税に関する法律における罰則中「偽りその他不正の行為により……」の旨の定めがあるほ脱犯等の場合を指し、それ以外のほ脱犯等(例えば、地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の41第1項《軽油引取税に係る脱税に関する罪》等に該当するもの)の場合はこれに該当しない。

(公務員の定義)

6-4 法第6条第7号に規定する「公務員」には、国家公務員及び地方公務員のほか、法令(例えば、日本銀行法(平成9年法律第89号)等)の規定により公務に従事する職員とみなされる者を含む。

(欠格事由の審査方法)

6-5 法第6条《欠格事由》に該当するかどうかの審査は、次により行う。

(1) 第1号及び第2号の欠格事由については、規則第1条第2号《通関業許可申請書の添付書面》に規定する官公署の証明書として前記4-2(許可申請書の添付書面)の(4)に規定する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長の証明書により確認を行う。

(2) 第3号から第7号までの欠格事由については、規則第1条第3号に規定する宣誓書により確認する。ただし、特に必要があると認めるときは、次により確認を行う。

イ 第3号、第4号及び第7号の欠格事由については、関係官公署に照会する。

ロ 第5号及び第6号の欠格事由については、前記3-9(許可の公告等)の(2)の「通関業者台帳」又は後記31-2(通関士の確認等の取扱い)の(1)の「通関士台帳」並びに後記34-4(通関業者に対する監督処分の通知)又は35-3(通関士に対する懲戒処分後の手続)の「処分通知書」の写し及び「処分等の対象となる違反行為の概要」と照合して確認する。

(3) 申請者が法人である場合の第8号の欠格事由については、各役員のそれぞれについて上記(1)及び(2)の方法により確認を行う。

(関連業務の範囲等)

7-1 法第7条の適用については、次による。

(1) 同条本文に規定する「通関業務に先行し、後続し、その他当該業務に関連する業務」とは、法第2条第1号に規定する通関業務に関連して行われる一切の業務をいい、例えば、以下の手続が含まれる。

イ 事前教示照会

ロ 不開港出入許可申請

ハ 外国貨物仮陸揚届

ニ 見本一時持出許可申請

ホ 保税地域許可申請

ヘ 外国貨物運送申告

ト 輸出差止申立又は輸入差止申立に対する意見書提出

チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

(2) 同条ただし書に規定する「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積み又は船卸しの業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）上の制限、外国貨物の運送の業務を行う場合の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）上の制限等をいう。

（営業所の定義）

8-1 法第8条《営業所の新設》に規定する営業所とは、通関業務が行われる事務所をいい、営業所の名称が付されていないものであつても、実質的に通関書類の作成審査等が行われる事務所であれば、原則として、本条の営業所に該当するが、通関業者の施設等で、職員が常駐せず、単に連絡（簡単な書類の訂正を含む。）、待機等のために使用されるもの又は特定の取引先の施設等で、当該特定取引先の依頼により、通関業者が職員を派遣して通関書類を作成するために使用されるもの（当該施設等で通関士の審査、押印又は通関業者の押印が行われていない場合に限る。）は、営業所には該当しない。

（営業所の許可申請手続）

8-2 法第8条第1項に規定する営業所の許可の取扱いについては、次による。

(1) 令第1条第1項の許可の申請は、「営業所新設許可申請書」（B-1090）により、同条第2項に規定する書面を添付して提出するものとする。なお、同項に規定するその他参考となるべき書面は、通関業の許可申請の際の添付書類に準ずる書類とする。ただし、通関業の許可の際提出された添付書類で、その後の変更がないものについては、その書類の添付を省略させて差し支えない。

(2) 営業所の新設を許可することを決定したときは、「営業所新設許可証」（B-1110）を交付するほか、前記3-9の取扱いに準ずる。

(3) 本条第2項において準用する法第3条第2項及び第3項の条件については、前記3-1から3-7までの取扱いに準ずる。また、法第5条第2号から第4号の適用については、前記5-2から5-4までの取扱いに準ずる。

この場合において、申請者が適正に通関業を営む通関業者である場合には、前記5-2の(2)のイ及びロに定める許可申請者（法人である場合には、その役員）の人的資質に係る審査は省略して差し支えない。

(4) 通関業の許可に条件が付されていない場合において、新たに設けようとする営業所に条件を付することとなるときは、当該営業所のみについて条件を付するも

のとし、当該営業所新設許可証にその条件を明示しておく。

なお、新たに設けようとする営業所に通関業の許可に付された条件と同一の条件を付することとなる場合においても、当該営業所新設許可証には、その条件を明示しておく。

- (5) 通関業の許可に条件が付されている場合において、当該条件の範囲を超えて通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、通関業の許可の条件変更を要するものとし、その取扱いについては前記 3-7 による。

なお、当初の通関業の許可の条件が、特定の営業所のみについて付されるものであるときは、当初の許可の条件の変更は、要しない。

(営業所の新設の許可に係る標準処理期間)

8-3 法第 8 条《営業所の新設》の規定による営業所の新設の許可に係る行政手続法第 6 条《標準処理期間》に規定する標準処理期間については、次による。

- (1) 税関長は、前記 8-2 (営業所の許可申請手続) の(1)の「営業所新設許可申請書」が税関に到達してから 15 日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- (2) 標準処理期間の計算については、前記 3-12 の(2)に準ずる。

(「相互に関連するもの」の意義)

9-1 法第 9 条ただし書に規定する「同一人から依頼を受けた通関業務その他税関官署に対する手続で相互に関連するもの」とは、例えば、次に該当するような場合をいう。

- (1) プラント輸出の場合における当該プラントに係るそれぞれの輸出申告
- (2) 輸出申告、特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（以下この項において「輸出申告等」という。）の後許可前に積込港が変更されたことによる当該輸出申告等の撤回の申し出と当該撤回の申し出後最初に行われる輸出申告等
- (3) 特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告と当該申告に係る貨物を外国貿易船等へ積み込む場合における税関職員への書類の呈示
- (4) 輸出申告等に併せて保税運送申告が行われ、かつ、当該輸出申告等の許可後に積込港が変更された場合における当該輸出申告等と当該許可に係る積込港変更の申請
- (5) 保税運送申告と当該運送に係る貨物が運送先に到着後最初に行われる輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請
- (6) 税関の管轄区域を越えて行う各種申告申請手続に係る不服申立て手続
- (7) 一の物品の一時輸入のための通関手帳（物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 48 年法律第 70 号）第 2 条第 1 号に規定する「通関手帳」をいう。後記 18-1 (3)において同じ。）による輸出申告又は輸入申告

(許可区域外営業の手続)

9-2 法第 9 条ただし書《営業区域の制限》及び令第 2 条《営業区域外において業務を行う場合の手続》の規定により通関業者が許可区域外の税関官署で通関業務を行うときは、通関士又は後記 22-3 (従業者証票の交付) の従業者証票を交付された

従業者が行うものとし、後記 31-2（通関士の確認等の取扱い）の(1)の通関士証票又は従業者証票を受付の際提示するよう指導する。

（消滅の際進行中の通関手続の処理）

10-1 法第 10 条第 3 項《許可の消滅》の規定は、法第 11 条《許可の取消し》若しくは第 34 条《通関業者に対する監督処分》の許可の取消し又は許可の条件として付された期限の経過の場合には、適用しない。したがって、この場合には、その手続を依頼者に返戻するか又は依頼者の指示する通関業者に引き継がせることとなる。

（許可の消滅の公告）

10-2 法第 10 条第 2 項《消滅の公告》に規定する公告は、税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を掲示して行う。

なお、本条第 2 項の許可の消滅には、第 1 項に掲げる場合のほか、法第 11 条《許可の取消し》又は第 34 条《通関業者に対する監督処分》の規定により通関業の許可が取り消された場合及び許可の条件として付された期限が経過した場合も含まれるので、これらの場合にはすべて上記により（法第 34 条の規定に基づくものである場合には、同条第 2 項に基づく旨を併記して）公告を行う。

（廃業指導等を行う場合の取扱い）

10-3 通関業者の経営状態が極度に悪化し、又は通関取扱件数が極端に減少したような場合には、依頼者の保護及び通関業者の健全な育成を図る等の見地から、当該通関業者に対し次により通関業の廃止等の指導を行うものとする。

- (1) 当該通関業者から実情を聴取するとともに、具体的な「改善計画書」を提出させる。
- (2) 上記(1)による指導で改善が図られない場合には、通関業の協業化、合併等の方途を検討させる。
- (3) 上記(1)及び(2)によつても、なお改善の見込みがない場合には、通関業の廃止を指導する。

（「偽りその他不正の手段」の意義）

11-1 法第 11 条第 1 項第 1 号《許可の取消し》に規定する「偽りその他不正の手段」とは、法第 5 条《許可の基準》を適用するに際しての判断を誤らせるような重要事項に関する偽りその他不正行為をいい、例えば、許可申請に当たつて法第 5 条各号に掲げる事項についての偽つた内容の書類（定款、財務諸表、履歴書、宣誓書等）を提出し、又は説明することにより許可の可否に関する税関の判断を誤らせるに至つた場合がこれに該当する。

（聴聞及び審査手続）

11-2 法第 11 条第 1 項《許可の取消し》の規定により通関業者に対する処分に関して行う聴聞手続については、行政手続法第三章第二節（聴聞）及び財務省聴聞手続規則（平成 6 年大蔵省令第 98 号）の定めるところによる。

なお、その際の通知については、「通関業の許可の取消しに関し聴聞を行うための通知書」（B-1120）により行う。

また、法第 11 条第 2 項《許可の取消し》に規定する審査委員会の意見聴取の手続については、後記 37-2（審査委員等の意見聴取の取扱い）の例に準じて取り扱う。

（欠格事由該当役員を更迭した場合の取扱い）

11-3 法人である通関業者が法第 6 条第 8 号《欠格事由》に該当するに至った場合であつても、当該通関業者が、通関業の許可が取り消される前に欠格事由に該当した役員等を更迭し、法第 12 条第 1 号《変更等の届出》の届出を行つたときは、前記 11-2 の通知書の送付をすることなく、許可の存続を認めて差し支えない。ただし、この場合においても法第 34 条《通関業者に対する監督処分》に規定する監督処分の対象となり得ることがあるので、留意する。

（処分手続）

11-4 法第 11 条《許可の取消し》の規定により通関業の許可を取り消したときは、その旨文書をもつて通関業者に通知する。

（許可の承継の承認手続等）

11 の 2-1 法第 11 条の 2 に規定する通関業の許可の承継の承認申請手続の取扱いについては、次による。

(1) 通関業の許可の承継の承認申請は、「通関業許可の承継の承認申請書」（B-1130）1 通を提出することにより行わせるものとする。

(2) 令第 2 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書面の取扱いは、次による。

イ 「資産の状況を示す書面」は、法第 4 条第 2 項の規定に準ずるものとする。

ロ 規則第 2 条で準用する規則第 1 条第 7 号で規定する「その他参考となるべき書面」は、前記 4-2(8)によるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は通関業の譲渡し（以下この項及び 11 の 2-2 において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、通関業の譲渡に係る契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は通関業を譲り受ける法人にあつては、登記事項に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。

(3) 令第 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、同条第 2 項第 3 号に規定する「合併若しくは分割又は当該通関業の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は通関業の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。

(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。

- イ 合併の場合には、合併しようとする法人の連名
 - ロ 分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継をしようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名
 - ハ 通関業の譲渡の場合には、当該通関業を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名
- (5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)のロに規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもつて申請を行わせて差し支えない。
- (6) 承継の承認申請について承認するときは、「通関業許可の承継の承認書」(B-1131)を交付するものとし、承認しないときは、「通関業許可の承継の不承認通知書」(B-1132)により申請者に通知するものとする。
- (7) 地位の承継の承認が行われた場合における登録免許税は、通関業を譲り受ける場合を除き、登録免許税法第5条第13号の規定に基づき非課税扱いとなるので、留意する。

(地位の承継に係る承認手続を要しない場合)

- 11の2-2 通関業者が会社法第2条第26号に規定する組織変更を行った場合には、法第11条の2の規定によらず、法第12条の規定に基づく許可申請事項の変更手続によることとなるので、留意する。

(承継の承認に係る通関業の許可の基準の審査等)

- 11の2-3 通関業の許可の承継の承認申請があった場合における法第5条各号に規定する通関業の許可の基準の審査及び法第6条各号に規定する欠格事由の確認は、前記5-1から5-4まで及び6-1から6-5までに準じて行うものとする。

(承継の際に付す条件の取扱い)

- 11の2-4 法第11条の2第6項に基づき、許可に付されていた条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付す場合には、前記3-1から3-7までに準ずることとし、「通関業許可の承継の承認書」に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。

なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る通関業の許可に付されていた条件が引き続き付されることとなるので留意する。この場合において、「通関業許可の承継の承認書」には当該条件を記載するものとする。

(許可の承継に係る公告)

- 11の2-5 法第11条の2第7項の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。

- (1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所
- (2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所
- (3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所
- (4) 承継される年月日
- (5) 承継後の許可に付す条件

(変更等届出手続)

12-1 法第 12 条に規定する変更等の届出の手続は、次による。

- (1) 変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)により行う。
ただし、同条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る変更の届出にあつては、後記 22-1 の(4)の「従業者等の異動(変更)届」により行う。
なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第 1 条第 2 項及び前記 4-2 に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記 3-9 の(2)の「通関業者台帳」を訂正する。
- (2) 法第 12 条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合(当該変更等の届出が上記(1)ただし書きの規定に係るものである場合を除く。)であつて、当該通関業者が関税法第 79 条の 2 に規定する認定通関業者である場合には、上記(1)の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 号の規定に基づく届出は、関税法施行令第 69 条第 5 項の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者等承認・認定内容変更届」(C-9030)により行う。
- (3) 法第 12 条第 1 号の規定による法第 4 条第 1 項第 1 号又は第 5 号に掲げる事項に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することにより行う。
なお、上記の変更届の部数にかかわらず、上記(1)に規定する添付書類は 1 部として差し支えない。
- (4) 上記(3)の規定に従い、いずれか一の税関長に対して変更届を提出する場合において、当該変更届の提出を受けた税関長は、直ちに他のあて先税関長に、当該変更届及び添付書類の写し(変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。)を送付する。
- (5) 上記(2)の変更届の提出先は、各税関通関業監督官部門とし、認定事業者管理官部門に提出する必要はないものとする。通関業監督官部門は、変更届が提出された場合(当該変更届が上記(4)の規定により他の税関から送付された場合を含む。)には、当該変更届の写しを認定事業者管理官部門に直ちに送付する。
- (6) 法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる役員及び同項第 3 号に掲げる営業所の責任者に変更があつたときは、前記 5-2 (4)のなお書きに規定する取扱いを準用するものとする。

(営業所の移転)

12-2 営業所の移転により、法第 8 条《営業所の新設》第 2 項で準用する法第 5 条《許可の基準》第 2 号及び第 4 号の規定による通関業の許可基準について新たに審査する必要が認められる場合には、法第 12 条第 1 号《変更等の届出》の規定による営業所の廃止の届出と法第 8 条《営業所の新設》の規定による営業所新設の許可手続を行わせるものとする。

第 2 節 業務

(「一定の種類 of 貨物のみに限られている場合」の意義)

13-1 法第 13 条第 1 項第 2 号《通関士の設置の特例》に規定する「一定の種類 of 貨物のみに限られている場合」とは、その行う通関業務に係る貨物が一定種類に限られており、通関業務の内容が簡易かつ、定型化されている場合をいい、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 特定の製鉄会社の依頼によつて鉄鉱石、スクラップ等鉄鋼原料の輸入通関手続と鉄板、鉄線等鉄鋼製品の輸出通関手続のみを行う場合
- (2) 木材の通関手続のみを行う場合
- (3) 飼料原料の輸入通関手続のみを行う場合
- (4) 船会社又は航空会社等の依頼によつて船用品又は機用品の積込申告のみを行う場合
- (5) 映画会社等からの依頼によつて映画フィルムの通関手続のみを行う場合
- (6) 石油類又は石油製品の通関手続のみを行う場合
- (7) コンテナ及びその修理用部分品の通関手続のみを行う場合

(「専任の通関士」の意義等)

13-2 令第4条《通関士の設置》の規定の適用については、次による。

- (1) 第1項の「専任の通関士」とは、専ら特定の通関業者の特定の営業所において通関士としてその通関業務のみに従事し、かつ、当該営業所において取り扱う通関業務につき、通関士の審査が必要な通関書類を審査できる者をいう。
- (2) 第2項に規定する「同項の規定に抵触するに至つた」とは、営業所に設置した通関士が法第32条各号《通関士の資格の喪失》のいずれかに該当するに至つた場合その他理由の如何を問わず通関士に審査させることができない事態が発生した場合をいう。

(通関士の設置基準等)

13-3 通関業者が通関業務を行う営業所ごとに設置する通関士の数は、令第4条《通関士の設置》の規定によるほか、次による。

- (1) 令第4条に規定する通関士の数は、営業所ごとの通関業務に従事する者10名までごとに専任の通関士を1名以上（適正かつ迅速な通関手続の実施を確保するため、なるべく複数名）置くよう指導するものとする。
- (2) 通関業者から令第4条第1項の規定に基づき「専任通関士の設置免除承認申請書」（B-1150）による承認申請があつたときは、その営業所の通関業務の量、兼務しようとする通関士の他の兼務の状況等を勘案し、処理が可能であると認められる場合に限り承認を与える。

(設置義務のない営業所に通関士を設置した場合の書類審査)

14-1 法第14条《通関士の審査等》に規定する通関士の審査、押印の義務は、通関士を設置する必要のない営業所に通関士をおいた場合であつても負うものとする。

(通関士に審査及び記名押印をさせることができない場合の措置)

14-2 通関業者が通関士の疾病その他の理由により審査が必要とされている通関書類につき、通関士による審査及び記名押印（「記名押印」は、電子情報処理組織による申告等にあつては、「通関士識別符号を使用させて申告等の入力」と読み替える。）をさせることができなくなつた場合には、直ちにその旨を書面をもつて通関業監督官に届け出るよう指導する。

(増額更正の場合における意見の陳述方法等)

15-1 法第15条《更正に関する意見の聴取》に規定する増額更正に関する意見の聴

取は、通関士が設置されている場合にあつては、原則として通関士から行い、その他の場合にあつては、営業所の責任者又はこれに準ずる者から行う。

なお、意見の陳述は、文書又は口頭のいずれによつても差し支えないものとし、意見を聴取したときは、日付、聴取した相手方の氏名、その他特記すべき事項を輸入（納税）申告書等原本の裏面に記載して認印しておく。

（検査の通知等の取扱い）

16-1 法第16条《検査の通知》の運用については、次による。

- (1) 検査の立会いを求めるための通知は、口頭又は書面のいずれでも差し支えないものとし、また、検査指定票の交付をもつてこれに代えることができる。
- (2) 本条の規定に基づく通知に対し、通関業者又はその従業者が立ち会わないときは、立会いのないまま検査を行つて差し支えない。

（名義貸しの意義）

17-1 法第17条《名義貸しの禁止》に規定する「その名義を他人に通関業のため使用させ」とは、例えば、他人に自己の名義の印章を使用させ、自己の名義で通関業務を行わせるような場合をいう。

(通関業務の料金)

18-1 通関業者がその通関業務(関連業務を含む。)につき受けることができる料金の最高額は次の表に掲げる額とする。

(単位:円)

通 関 業 務 の 種 類		単 位	料 金
① 輸 出 (積 戻 し) 申 告		1 件	5,900
	少額貨物簡易通関扱	"	4,200
② 輸 入 申 告	申告納税(予備申告を含む。)	"	11,800
	少額貨物簡易通関扱	"	8,600
	賦 課 課 税	"	10,500
	少額貨物簡易通関扱	"	7,800
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域 総保出(加工又は製造若しくは 展示されたものを除く。)	"	7,000
	少額貨物簡易通関扱	"	5,100
③ 保 税 蔵 置 場 蔵 入 申 請		"	7,000
④ 保 税 工 場 移 入 申 請		"	7,000
⑤ 保 税 展 示 場 蔵 置 等 承 認 申 請		"	7,000
⑥ 総 合 保 税 地 域 総 保 入 申 請		"	7,000
⑦ 輸 入 許 可 前 貨 物 引 取 申 請		"	5,100
⑧ 外 国 貨 物 船 (機) 用 品 積 込 申 告		"	5,100
⑨ 外 国 貨 物 運 送 申 告		"	5,100
⑩ そ の 他 の 申 告 ・ 申 請 又 は 届		"	1,300
⑪ 諸 申 告 又 は 許 可 承 認 書 写 作 成		"	200
⑫ 割 増 料		"	①から⑪までに掲げる通 関業務の種類に応じ当該 通関業務に係る①から⑪ までに定める料金の5割

(備考)

- (1) ①から⑨までの各種申告、申請の手續料金の対象事務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれを同時に行われる経常的手續(例えば、検査の立会い、免税申告書の作成等)の処理を含む。なお、②の輸入申告欄の申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」(平成12年3月31日付蔵関第251号)における予備申告をいう。
- (2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。)については、申告納税、賦課課税の各区分により(2)の輸入申告の料金を適用する。
- (3) 次に掲げる手續については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用する。

イ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和46年政令第257号)第2条の規定に基づく積卸コンテナ一覽表の提出

- ロ 通関手帳（ATAカルネ）による輸入申告又は輸出申告
- (4) 輸出（積戻し）申告書又は外国貨物船（機）用品積込申告書をもって運送申告書を兼用するときは、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金を請求することができない。
- (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみを独立して依頼され行った場合（例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行う場合等）又は主たる手続と経常的には結びつかない場合（例えば、開庁時間外の執務を求める届出手続等）に限る。
- (6) ⑫の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。
- イ 輸入申告手続の一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更正の請求等の手続を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。
 - ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税定率法別表の所属区分の決定（統計品目番号の分類を含む。）、数量又は価格の計算等に特別の手数を要したとき。
 - ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。
 - ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。
 - ホ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。
 - ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。
- (7) 輸出（積戻し）申告及び輸入申告（輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。）において、1申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、次による。
- イ 輸出（積戻し）申告の場合、3欄までの申告を1件とみなし、3欄を超える申告については、1件にその超える欄数5欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
 - ロ 輸入申告の場合、2欄までの申告を1件とみなし、2欄を超える申告については、1件にその超える欄数4欄までごとに1件とみなして加算した件数とする。
- (8) 小包、携帯品、託送品及び別送品等の取扱料金の最高額は、料金の7割とする。
- (9) 用紙代、通関手続に要した通常交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、届、遠隔地の検査立会い又は関税法基本通達67の3-2-3の(1)に規定する特定委託輸出申告に係る貨物の確認に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求することができる。

(料金表を適用しない手続)

18-2 18-1の規定にかかわらず、次に掲げる手続については、18-1の表(備考を含む。)に掲げる料金は適用しない。

イ 輸入貨物の評価に関する申告(関税法施行令第4条第3項に基づく申告に限る。)

ロ 特例申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物という。下記トにおいて同じ。))の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。)

ハ 関税法第7条の2第1項の承認の申請

ニ 関税法第67条の3第1項の承認の申請

ホ 修正申告(輸入の許可後に行うものに限る。)

ヘ 更正の請求(輸入の許可後に行うものに限る。)

ト 特例申告貨物の輸入申告(当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。)

チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

(通関料金の請求区分の明確化)

18-3 通関業者が、他の業務を兼ねる場合で、例えば、一つの貨物について通関手続と港湾運送業務を併せて行つたときであつても、料金の請求に当たっては、通関業務の料金が依頼者において明らかにわかるよう明確に分離して請求するよう指導する。

(「正当な理由」の意義)

19-1 法第19条《秘密を守る義務》の規定の適用については、次による。

(1) 「正当な理由がある場合」とは、次のような場合をいう。

イ 依頼者の許諾がある場合

ロ 法令に規定する証人、鑑定人等として裁判所において陳述する場合

ハ その他法令に基づく求めに応じて陳述する場合

(2) 「通関業務に関して知り得た秘密」とは、通関業務を行うに当たつて依頼者の陳述又は文書等から知り得た事実で一般に知られておらず、かつ、知られないことにつき、依頼者又はその関係者に利益があると客観的に認められるものをいう。

(3) 「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために依頼者に無断で利用することをいう。

(通関業務に関する帳簿の取扱い等)

22-1 法第22条の規定の適用については、次による。

(1) 第1項の規定により通関業者が通関業務の収入に関する事項を記載するために設ける帳簿は、「通関業務取扱台帳」(B-1170)及び「通関業務取扱明細簿」(B-1171)による。

なお、通関業務取扱明細簿への記入については、令第8条第4項の規定により、輸出入申告書等の写しの保管をもってこれに代えることができる。

(2) 令第8条第2項第1号の規定の適用に当たっては、輸出入申告等に係る許可書等の写しを輸出入申告書等の写しに準ずる書類として取り扱って差し支えない。

(3) 第2項に規定する通関業務の従業者とは、通関部門に勤務している従業者全員（外国貨物の内容点検作業（仕入書等の関係書類のみでは貨物の品質、数量、機能等が不明確な場合に、それらを点検する作業）に専ら従事する者（後記22-3において「内点作業員」という。）を含み、タイピスト、メッセンジャー、貨物の運搬等のみに従事している者は含まない。）をいう。

(4) 第2項により通関業者が通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を届け出る場合には、「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）による。この場合において、当該通関業者が認定通関業者である場合には、前記12-1(5)の規定に準じて取り扱うこととし、認定事業者管理官部門は、当該変更届の写しを当該認定通関業者を認定した税関の認定事業者管理官部門に直ちに送付する。

なお、届出に係る通関士その他の通関業務の従業者（新たに置かれた場合に限り、当該通関業者の同一税関の管轄区域内の他の営業所の通関業務に従事する通関士その他の通関業務の従業者であった者を除く。）に派遣労働者が含まれる場合の手続は、前記4-2の(7)に準ずるものとする。

(5) 第3項により通関業者が毎年1回通関業務に係る事項を記載して行う報告は、「通関業営業報告書」（B-1190）による。

なお、当該報告により通関業者の組織関係に変更があるときは、前記3-9（許可の公告等）の(2)の「通関業者台帳」を訂正する。

（電磁的記録による帳簿等の作成又は保存）

22-2 法第22条第1項（(記帳、届出、報告等)）の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類（以下この項において「帳簿等」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）の規定によるものとする。

なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。

（従業者証票の交付）

22-3 「通関業務従業者証票」（B-1200）の交付は、前記22-1の(4)の「従業者等の異動（変更）届」により届出のあった通関業務の従業者のうち、通関業務を行うため恒常的に税関に出入りしているもの又は出入りしなくとも、通関業者の営業所において実質的に通関書類の作成に従事しているもの（通関業者の営業所の担当役員又は責任者であっても、直接通関業務に従事しない者、通関士及び内点作業員を除く。）を対象として行う。したがって、通関業務の従業者のうち、内点作業員については、通関業者台帳にはその氏名を記載するが、「通関業務従業者証票」は交付しないことに留意する。

なお、通関業務従業者証票の交付を受けた者が通関業務に従事するときは、必ず証票を所持し、税関職員が求めたときは、直ちに提示するよう指導する。また、証票を交付された者が、通関業務に従事しないこととなったときは、通関業者から「従業者等の異動（変更）届」に添えて当該証票を速やかに返還させる。

(従業者の講習)

- 22-4 通関業者の組織団体が通関業者、通関士その他通関業務の従業者を対象とする講習会等を開催するときは、その計画並びに実施について積極的に指導協力し、業界の資質の改善に努めるものとする。

第3章 通関士

第1節 通関士試験

(試験科目の一部免除資格の期間計算)

- 24-1 法第24条各号《試験科目の一部免除》に規定する期間の計算は、次による。
- (1) これらの各号に掲げる業務(以下この項において「業務」という。)又は事務(以下この項において「事務」という。)にそれぞれ最初に従事することとなつた日を始期とし、当該業務又は事務に従事しないこととなつた日の前日又は通関士試験受験願書締切日を終期として計算する。この場合において、始期となる日又は終期となる日が属する月はそれぞれ1月として計算し、始期と終期との間に業務又は事務に従事しないこととなつた期間がある場合には、それぞれの従事する期間について同様の方法により計算したうえ合算する。
 - (2) 上記の期間の計算については、同一の月においてその従事しないこととなつた業務又は事務に再び従事することとなつたときは、その月においては、当該業務又は事務に引き続き従事したのものとして計算する。
 - (3) 「事務」に勤務していた者が同一月内に「業務」に従事することとなつた場合又はその反対の場合においては、当該月については、業務に従事していたものとして計算する。

(試験科目の一部免除申請)

- 24-2 通関士試験を受けようとする者が、法第24条の規定により試験科目の一部免除を受けようとするときは、「通関士試験科目の一部免除申請書」(B-1210)1通に次の各号に掲げる者が証明した「証明書」(B-1215)を添えて規則第5条に規定する試験の公告において定める期限までに申請を行うものとする。
- (1) 通関業者の通関業務に従事していた者又は従事している者にあつては、当該通関業者(2以上の通関業者又は通関業者であつた者に雇用されていた場合にあつては、それぞれの通関業者)又は通関業者であつた者
 - (2) 上記(1)の通関業者等の死亡又は解散等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者
 - (3) 官庁における事務に従事していた者で退職している者については、当該事務に係る最終所属官庁の長
 - (4) 通関業者の業務に従事した期間と官庁における事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることとなる者については、通関業者又は通関業者であつた者及び官庁の長
 - (5) 現に官庁に勤務している者については、当該官庁の長

(試験科目の一部免除の決定手続)

24-3 試験科目の一部免除の決定は、次により取り扱う。

- (1) 試験科目の一部免除の申請があつたときは、その内容を審査し、免除することに決定したときは、「通関士試験科目の一部免除通知書」(B-1220)を、また、免除しないことに決定したときは「通関士試験科目の一部免除申請却下通知書」(B-1230)をもつて申請者に通知する。

なお、試験科目の一部免除の決定をしたときは「通関士試験科目免除者名簿」(B-1240)を作成する。

- (2) 試験科目の一部免除の決定を受けた者が受験の申込みをしようとするときは受験願書の所定の欄にその旨を記入した上、上記「通関士試験科目の一部免除通知書」の写しを添えて申し込ませる。ただし、規則第5条に規定する試験の公告において特に定める場合は、受験願書の提出の際に試験科目の一部免除申請を併せて行うことができる。この場合において税関長は、後記26-2(受験願書の受理)の(1)の受験票の交付の時までに「通関士試験科目の一部免除通知書」を申請者に交付する。

(試験科目の一部免除の決定に係る標準処理期間)

24-4 法第24条《試験科目の一部免除》の規定による試験科目の一部免除の決定に係る行政手続法第6条《標準処理期間》に規定する標準処理期間については、次による。

- (1) 税関長は、前記24-2(試験科目の一部免除申請)の「通関士試験科目の一部免除申請書」が税関に到達してから20日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- (2) 標準処理期間の計算については、前記3-12の(2)に準ずる。

(「税関の事務」等の用語の意義等)

24-5 令第11条《試験科目の一部免除に係る業務等の範囲》に規定する用語の意義等については、次による。

- (1) 第1項の「税関の事務」とは、関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法の規定に基づき税関(旧外地及び琉球政府に属する税関を含む。以下この項において同じ。)の処理する行政事務をいい、「その監督に係る事務」とは財務省及び経済産業省における当該税関の処理する行政事務の執行に関する訓令・通達等を企画及び立案し、並びにこれらの実施に関して税関を指導監督する事務をいう。
- (2) 第2項の「税関における貨物の通関事務」とは、税関における次の事務をいう。
 - イ 輸出貨物及び積戻貨物並びに輸入貨物に関する申告書、申請書及び請求書並びにこれらの付属書類の審査を行う事務
 - ロ 郵便物の輸出入手続に関する事務
 - ハ 旅客及び乗組員の携帯品、別送品及び託送品の輸出入の許可を行う事務
 - ニ 関税、輸入貨物に対する内国消費税及び地方消費税の賦課徴収を行う事務
 - ホ 輸入貨物に係る関税率表の解釈及び適用並びに輸出入貨物等に係る統計品目表の分類を行う事務
 - ヘ 税関行政に関する不服申立て及び訴訟を取り扱う事務
 - ト 輸入貨物の価格、運賃、保険料等に係る評価申告書の審査又は輸入貨物の課税価格の教示を行う事務

- チ 輸入貨物に係る納税申告が関税法、関税定率法等関係諸法令の規定に従って適正に行われているかどうかの調査を行う事務
- (3) 第2項のかつこ書の「その監督に係る事務」とは、財務省、経済産業省及び税関における上記(2)の事務の執行に関する法令、通達等を企画立案し、並びにこれらの実施に関して指導監督する事務をいう。
 - (4) 第1項及び第2項にいう「特別の判断を要しない機械的事務」とは、通関業者の通関業務にあつては、通関書類の作成における自己の判断を要しない単なるパソコン等への入力及びタイプ打ち等の事務並びに通関書類を税関の受付へ使送する事務並びに貨物の内容点検のみを行う業務等をいうものとし、税関等官庁における事務の場合にあつては、パソコン等への入力事務をいう。
 - (5) 通関士試験科目の免除資格の有無については、上記によるほか、認定上疑義がある場合は、本省にりん議するものとする。

(通関士試験合格者の取扱い)

25-1 通関士試験の合格者を決定したときは、次により取り扱う。

- (1) 税関長は、通関士試験の合格者を決定したときは、「通関士試験合格証書」(B-1250)を合格者に交付する。
- (2) 合格者を決定したときは、税関は、「通関士試験合格者名簿」(B-1260)を作成しその写しを本省及び各税関に送付する。

(受験願書の提出)

26-1 通関士試験の受験の申込みは、次により取り扱う。

- (1) 通関士試験を受けようとする者は、「通関士試験受験願書」(B-1270)を所定の受付期間内に提出しなければならない。
- (2) 受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した「通関士試験受験票」(B-1280)を添付させる。
- (3) 受験手数料は、収入印紙を受験願書に貼付して納付させる。
- (4) 試験科目の一部免除資格者は、受験願書を提出する際前記24-3(試験科目の一部免除の決定手続)の(2)による所要の手続を行う。
- (5) 受験願書の提出は、郵送でも差し支えないが、この場合には、受験票送付のため受験票の所定の箇所に郵便切手を貼付しなければならないものとする。

(受験願書の受理)

26-2 税関における受験願書の受理手続は、次による。

- (1) 受験願書を受理し、審査した結果不備等がない場合には「通関士試験受験者名簿」(B-1290)に記載の上、受験票「A」片を本人に交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、税関は、受験願書に貼付された収入印紙に直ちに消印を行う。

(試験監督官)

27-1 税関長は、通関士試験を実施する際、各試験場ごとに試験監督官1名、同補佐官2名以上を任命し、試験の監督を行わせる。

(「不正手段」の意義)

29-1 法第 29 条第 1 項にいう「不正の手段による受験等」とは、例えば、次のような場合をいう。

- (1) 代理人に受験させる場合
- (2) 参照することが認められていない参考書類等を使用した場合
- (3) 他の受験者の答案を盗用した場合
- (4) 本条第 1 項による禁止処分の事実を偽つて受験した場合
- (5) 偽りの申請により試験科目の一部免除を受け、又は受けようとした場合

(不正受験等に対する処分の取扱い)

29-2 不正の手段による受験等があつた場合における法第 29 条《合格の取消し等》による処分の取扱いは、次による。

- (1) 本条第 1 項の規定に基づく合格決定の取消処分、及びその試験を受けることを禁止する処分並びに本条第 2 項の規定に基づく試験を受けることができないものとする処分をしようとするときは、「通関士試験不正受験等処分通知書」(B-1300)をもつて本人に通知して行う。ただし、試験場において不正が発見された場合等で上記による処分通知ができないときは、その試験の受験禁止に関しては口頭で通告することができる。
- (2) 合格の決定を取り消したときは、前記 25-1 (通関士試験合格者の取扱い) の(2)の「通関士試験合格者名簿」(B-1260)から、理由を付記して抹消する。
- (3) 本条第 2 項の受験禁止期間は、本条第 1 項の処分の日から原則として 2 年とし、特にしんじやくすべき事情がある場合にのみ 1 年とする。
- (4) 本条第 1 項の規定に基づく合格決定の取消処分及びその試験を受けることを禁止する処分並びに本条第 2 項の規定に基づく試験を受けることができないものとする処分を決定したときは、それぞれの旨を本省及び他の税関に通報する。

なお、上記通報書の原本及び写しは、これを整理し、通関士の確認審査及び受験願書の審査の際照合することとし、当該通報が本条第 1 項の規定に基づくその試験を受けることを禁止する処分を決定した旨のものであるときは、当該通報を受けた税関においては、受験願書の提出の有無を調査し、提出があつた場合には、その試験を受けることを禁止する処分の要否又は合格決定について検討するものとする。

第 2 節 通関士の資格

(通関士の確認のための届出手続)

31-1 法第 31 条に規定する通関士の確認のための届出手続は、次による。

- (1) 通関士の確認のための届出は、「通関士確認届」(B-1320) 1 通を提出させて行わせる。
- (2) 上記(1)の届出には、「通関士試験合格証書」(B-1250) の写し及び法第 31 条第 2 項に該当しないことを証する書類を添付させる。
- (3) 以下に掲げる届出を行う場合にあっては、上記(1)の「通関士確認届」は前記 22-1 の(4)の「従業者等の異動(変更)届」をもつて代えることができることとし、上記(2)の添付書類を省略させて差し支えない。

イ 同一税関管内の他の通関業者の専任でない通関士を併任しようとする場合の確認の届出

- ロ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が同一通関業者の他の税関の管内の営業所に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出
 - ハ 既に確認を受けて通関業務に従事していた通関士が同一税関管内の他の通関業者に異動した場合において、その異動後直ちに行われる確認の届出
- (4) 届出に係る通関士が他の通関業者の通関業務に従事する通関士であるときは、当該併任について異議がない旨の当該通関業者の承諾書を添付させて確認を行う。
- (5) 届出に係る通関士（その通関業務に従事させようとする通関業者の同一税関の管轄区域内の通関業務に従事する従業者であつた者を除く。）が派遣労働者であるときの手続は、前記 4-2 の(7)に準ずるものとする。
- また、その場合は通関士確認届中「専任又は兼任の別」欄に専任又は兼任の別と併せ派遣労働者である旨（「派遣」）を記載させることとする。

（通関士の確認等の取扱い）

31-2 法第 31 条の通関士の確認等の取扱いは、次による。

- (1) 上記 31-1 の(1)の届出があつた場合には、通関士試験合格者名簿との突合及び欠格条項該当の有無についての審査を行い、欠格条項に該当しないことを確認したときは、「通関士台帳」（B-1330）に記載し、「通関士確認通知書」（B-1340）により通関業者に通知するとともに「通関士証票」（B-1350）を通関業者を通じて本人に交付する。また、通関士が通関業務に従事しようとするときは必ず証票を所持し、税関職員が求めたときは、直ちに提示するよう指導する。
- (2) 上記 31-1 の(3)のロの規定による届出があつた場合には、上記(1)の通関士試験合格者名簿との突合及び欠格条項該当の有無についての審査は、当該通関士が異動前に確認を受けていた税関に照会することにより行うこととする。
- (3) 届出のあつた者が法第 31 条第 2 項《欠格条項》に該当することが確認されたときは、その旨文書をもつて通関業者に通知する。
- (4) 上記(3)により通知したときは、その旨を各税関に通報する。

（通関士の確認に係る標準処理期間）

31-3 法第 31 条第 1 項《確認》の規定による通関士の確認に係る行政手続法第 6 条《標準処理期間》に規定する標準処理期間については、次による。

- (1) 税関長は、前記 31-1（通関士の確認のための届出手続）の(1)の「通関士確認届」が税関に到達してから 15 日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
- (2) 標準処理期間の計算については、前記 3-12 の(2)に準ずる。

（「違反行為をした者」の意義）

31-4 法第 31 条第 2 項第 2 号に規定する「第 6 条第 4 号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者」とは、関税法第 108 条の 4 から第 112 条までの規定に該当する違反行為があつたことにつき、税関長が心証を得た者をいう。

（専任でない通関士の確認上の取扱い）

31-5 通関業者が、前記 13-3 の(2)により通関士を他の業務と兼務させ、若しくは、

2 以上の営業所に従事させ、又は他の通関業者の通関士を自己の通関士として併任しようとするときは、確認届の際に当該届出書の所定の欄にその旨を記入して届け出し、また、確認を受けた専任の通関士を兼務等に従事させようとするときは、前記 22-1 の(4)の「従業者等の異動（変更）届」により届け出させるものとする。

（「通関士でなくなる」の意義等）

32-1 法第 32 条《通関士の資格の喪失》の適用については、次による。

- (1) 本条にいう「通関士でなくなる」とは、通関士として通関業務に従事する資格を失うことをいう。したがって、本条各号のいずれかに該当し、通関士でなくなつた者であつても、法第 35 条第 1 項《通関士に対する懲戒処分》の規定により懲戒処分として通関業務に従事することを停止され、又は禁止された場合とは異なり、一般従業者として通関業務に従事することは差し支えない。
- (2) 第 1 号の「通関業者の通関業務に従事しないこととなつたとき」とは、次に該当することとなつたような場合をいい、通関士が疾病その他やむを得ない理由により通関業務に従事できないこととなつたときは、当該通関士がその職にある限り本号には該当しない。
 - イ 退職（雇用関係にあつたかどうかを問わない。したがって、顧問、嘱託等であつたものがその職を離れる場合を含む。）
 - ロ 通関業者の通関業務以外の業務への転出（ただし、引き続き通関業を兼ねることとなる場合を除く。）
- (3) 第 4 号の「偽りその他不正の手段により確認を受けたことが判明したとき」とは、法第 31 条第 2 項各号《欠格条項》に該当する事実その他重要事項につき偽りの届出、申立て等をして確認を受けた場合をいう。
- (4) 本条により通関士の資格を喪失した場合であつても第 3 号に該当する場合を除き、通関士試験合格の資格は喪失しない。したがって、この場合には欠格事由に該当する場合を除き、再び法第 31 条第 1 項《確認》の規定による確認を受けて通関士となることができる。

なお、通関士試験の合格の事実を偽つて確認を受けた場合は、当初から通関士となる資格を有しないものであり、本条第 4 号には該当しないので、留意する。

（資格喪失の取扱い）

32-2 法第 32 条《通関士の資格の喪失》の規定により、通関士でなくなつたときは、直ちに前記 31-2（通関士の確認等の取扱い）の(1)の「通関士台帳」の登録を抹消し、その理由を付して各税関に通報するとともに、通関業者を通じ本人にその旨を通知する。ただし、第 1 号に該当することについて通関業者から届出があつたときは、上記の通報及び通知は省略して差し支えない。

なお、通関士でなくなつた場合においては、前記 31-2 の(1)の「通関士証票」を速やかに返納させる。

（「通関士の名義貸し」の意義）

33-1 法第 33 条《名義貸しの禁止》に規定する「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう。

- (1) 通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名押印をさせる場合

- (2) 法第 32 条第 1 号《通関士の資格の喪失》の規定に該当し、通関士でなくなった者が異動の届出のない者が、自己の印章を他人に貸し与え、通関書類に通関士としての自己の記名押印をさせる場合

第 4 章 通関業者の責任

(通関業者に対する監督処分に関する用語の意義)

34-1 法第 34 条《通関業者に対する監督処分》に規定する用語の意義については、次による。

- (1) 第 1 項第 1 号に規定する「通関業者が法令の規定に違反したとき」とは、法人である通関業者の代表者又は個人業者たる通関業者自らが違反した場合のほか、従業者等（通関業務に従事する者に限らず、他の業務に従事する者も含む。）が違反した場合で、その違反が通関業者の業務に関して行われ又はその結果が通関業者に帰属するものである場合をいう。したがって、これらの場合には、通関業者の違反行為となる。
- (2) 第 1 項第 2 号に規定する「通関業者の役員その他通関業務に従事する者につき…違反する行為があつた場合」とは、通関業者の役員、通関士その他通関業務の従業者（前記 22-1（通関業務に関する帳簿の取扱い等）の(3)の規定により、従業者の届出が行われるべきものをいう。）が、通関業者本人の業務としてではなく、専ら自己若しくは第三者のために違反を犯した場合をいう。

なお、法人の役員、通関士、その他の従業者が法第 19 条《秘密を守る義務》、第 20 条《信用失墜行為の禁止》又は第 33 条《名義貸しの禁止》の規定に違反した場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号を適用する。

- (3) 法第 34 条《通関業者に対する監督処分》第 1 項第 2 号の「通関業者の責めに帰すべき理由があるとき」とは、従業者等の違反につき、通関業者に選任、監督上の故意、過失があることをいい、その証明は処分者である税関が行うものとする。この場合においては、通関業者の主観的事情のほか、執務体制等客観的事情をも考慮し、判断することとする。

(聴聞手続等)

34-2 法第 34 条第 1 項《通関業者に対する監督処分》の規定により通関業者に対する処分に関して行う聴聞又は弁明手続については、次により行う。

- (1) 通関業者に対する許可の取消しに関して行う聴聞手続については、行政手続法第三章第二節（聴聞）及び財務省聴聞手続規則の定めるところによる。

なお、その際の通知については、「通関業の許可の取消しに関し聴聞を行うための通知書」（B-1120）により行う。

- (2) 通関業者に対する通関業務の停止等に関して行う弁明手続については、行政手続法第三章第三節（弁明の機会の付与）の定めるところによる。

なお、その際の通知については、「監督（懲戒）処分に関し弁明を求めるための通知書」（B-1415）により行う。

(通関業者に対する監督処分の対象範囲)

34-3 法第 34 条《通関業者に対する監督処分》の規定により監督処分として行う取消し、停止等の対象とする範囲は、次による。

- (1) 取消し及び戒告処分は、通関業者そのものを対象として行う。
- (2) 停止処分は、原則として通関業の全部について行うものとするが、違反の内容等から違反行為のあつた営業所等に係る通関業務についてのみ処分することが適当であると認められる場合には、当該営業所等の通関業務のみについてすることができる。

(通関業者に対する監督処分のお知らせ)

34-4 法第34条《通関業者に対する監督処分》の規定により通関業者を処分したときは、その処分の内容と理由を記載した「処分通知書」(B-1390)をもつて通関業者に通知するとともに、当該処分の内容が許可の取消しであるときは、前記3-9(許可の公告等)の(2)の「通関業者台帳」を抹消し、その他の処分であるときは、同台帳に所要の事項を記載した上、処分通知書の写し及び「処分等の対象となる違反行為の概要」(B-1405)を添えて直ちに本省及び他の税関に通報する。

(通関業者に対する監督処分の公告)

34-5 法第34条第2項《処分の公告》に規定する公告は、税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名(名称)、処分内容及び処分をした日を掲示して行う。

(通関業者に対する監督処分基準)

34-6 法第34条《通関業者に対する監督処分》第1項の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関業者監督処分基準表

違反法条		該当規定	第1号該当	第2号該当
関 税 法	108の4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2
	109の2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	1	2
	111	無許可輸出入等(予備以外)	1	2
	(1~3項)			
	111(4項)	無許可輸出入等(予備)	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113	不開港不許可入港	2	3
	112の2	用途外使用等	3	4
	113の2	特例申告書不提出	3	4
	114	無届・虚偽届(外国貿易船)等	3	4
	114の2	船用品又は機用品の積込み等	3	4
	115	無届・虚偽届(特殊船舶)等	3	4
	115の2	見本の一時持出し等	3	4
	115の3	専門委員秘密漏えい	3	4
116	111条1項2号等違反の重過失	4	5	
117	両罰規定	処罰の根拠となつた違反法条の処分	処罰の根拠となつた違反法条の処分	
通 関 業 法	8	不正手段による営業所許可	1	1又は2 { 役員1 その他2
	3, 8, 9	許可の条件違反	1	
	34	業務停止に違反	1	
	19	秘密漏洩	1 { (個人業者の場合に限る)	
	31	通関士不正確認	2	3
	35	従業禁止又は停止処分に違反		
	18	料金制限違反	3	4
	38	報告徴収、質問、調査妨害	3	
	17	名義貸し(通関業者)	3	4
	33	名義貸し(通関士)		
	13	通関士設置義務違反	3	4又5 { 役員4 その他5
	14	通関士審査義務違反	4	
	18	料金揭示義務違反	4	5
	12	変更、消滅届出義務違反	4	
22	記帳、報告等義務違反	4		
20	信用失墜(通関業者、通関士)	4 { (個人業者の場合に限る)		
34	信用失墜(その他の従業者)			

(基準表の適用)

(1) 処分の級別区分は次による。

- 1 級……………許可の取消処分
- 2 級……………1 ヲ月を超え 1 年以内の業務停止処分
- 3 級……………7 日を超え 1 ヲ月以内の業務停止処分
- 4 級……………7 日以内の業務停止処分
- 5 級……………戒告処分

(2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減軽を加え処分を決定する。

イ 減軽

次の事由を勘案して、酌量による 1 級の減軽を行うことができるものとする。

- (イ) 意図的に違反行為に及んだものではない場合等違反行為の計画性がないとき。
- (ロ) 自主的に非違を発見し、税関に申し出た場合等調査に協力的なとき。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)に準じ特に軽減すべきと認められる事情があるとき。

ロ 加重

次の場合に限り 1 級加重できるものとする。

- (イ) 処分を受けた日から 3 年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。
- (ロ) 船舶の入港から貨物の国内への引取りまでの行為等一連の行為において複数の違反法条に該当する違反を犯したとき。
- (ハ) その他情状が特に悪質と認められるとき。

(3) 不処分

違反行為の内容が軽微であり、戒告処分に付することが過酷に失すると認められるときは、口頭又は文書による嚴重注意にとどめ、法第 34 条の処分は行わないものとする。

(通関士に対する懲戒処分に関する用語の意義等)

35-1 法第 35 条《通関士に対する懲戒処分》に規定する用語の意義については、次による。

- (1) 第 1 項の「通関業務に従事することを停止し、又は禁止する」とは、通関士として通関業務に従事することを停止し、又は禁止することのほか、その他の従業者として通関業務に従事することを停止又は禁止することをいう。
- (2) 通関士が禁止処分を受けた場合には、法第 32 条第 2 号《通関士の資格の喪失》の規定に該当し、その資格を喪失するので、禁止期間経過後通関士として通関業務に従事しようとするときは、改めて、法第 31 条《確認》に規定する確認を受ける必要がある。

なお、通関士が停止処分を受けた場合にあつては、停止期間経過後、直ちに通関士として通関業務に従事することができる。

(聴聞手続等)

35-2 法第 35 条第 1 項《通関士に対する懲戒処分》の規定により通関士に対する処分に関して行う聴聞又は弁明手続については、次により行う。

- (1) 通関士に対する通関業務の禁止に関して行う聴聞手続については、行政手続法

第三章第二節（聴聞）及び財務省聴聞手続規則の定めるところによる。

なお、その際の通知については、「懲戒処分に関し聴聞を行うための通知書」（B-1410）により行う。

(2) 通関士に対する通関業務の停止等に関して行う弁明手続については、行政手続法第三章第三節（弁明の機会の付与）の定めるところによる。

なお、その際の通知については、「監督（懲戒）処分に関し弁明を求めるための通知書」（B-1415）により行う。

（通関士に対する懲戒処分後の手続）

35-3 法第 35 条《通関士に対する懲戒処分》の規定により通関士を処分したときは、処分の内容と理由を記載した「処分通知書」（B-1390）をもつて通関業者を経由して通関士に通知するとともに、当該処分の内容が禁止処分であるときは、前記 31-2（通関士の確認等の取扱い）の(1)の「通関士台帳」を抹消し、その他の処分であるときは、同台帳に所要の事項を記載した上、処分通知書の写し及び「処分等の対象となる違反行為の概要」（B-1405）を添えて直ちに本省及び他の税関に通報する。

（通関士に対する懲戒処分の公告）

35-4 法第 35 条第 2 項《処分の公告》に規定する公告は、税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関士の氏名、所属する通関業者の氏名（名称）、処分内容及び処分を行つた日を掲示して行う。

(通関士に対する懲戒処分の基準)

35-5 法第 35 条第 1 項《通関士に対する懲戒処分》の規定による処分は、次の基準表により行う。

通関士懲戒処分基準表

		違 反 法 条	処 分
関 税 法	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出	1 (級)
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1
	110	関税ほ脱	1
	111 (1~3 項)	無許可輸出入等 (予備以外)	1
	111 (4 項)	無許可輸出入等 (予備)	2
	112	密輸貨物の運搬等	2
	113	不開港不許可入港	2
	112 の 2	用途外使用等	3
	113 の 2	特例申告書不提出	3
	114	無届・虚偽届 (外国貿易船) 等	3
	114 の 2	船用品又は機用品の積込み等	3
	115	無届・虚偽届 (特殊船舶) 等	3
	115 の 2	見本の一時的持出し等	3
115 の 3	専門委員秘密漏えい	3	
116	111 条 1 項 2 号等違反の重過失	4	
通 関 業 法	19	秘密漏洩	1
	35	従業禁止又は停止処分に違反	2
	33	名義貸し	3
	20	信用失墜	4

(基準表の適用)

(1) 処分の級別区分は次による。

- 1 級……………従業禁止処分
- 2 級……………1 ヲ月を超え 1 年以内の従業停止処分
- 3 級……………7 日を超え 1 ヲ月以内の従業停止処分
- 4 級……………7 日以内の従業停止処分
- 5 級……………戒告処分

(2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減軽を加え処分を決定する。

イ 減軽

次の事由を勘案して、酌量による 1 級の減軽を行うことができるものとする。

- (イ) 意図的に違反行為に及んだものではない場合等違反行為の計画性がないとき。
- (ロ) 自主的に非違を発見し、税関に申し出た場合等調査に協力的なとき。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)に準じ特に軽減すべきと認められる事情があるとき。

ロ 加重

次の場合に限り 1 級加重できるものとする。

- (イ) 処分を受けた日から3年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。
- (ロ) 船舶の入港から貨物の国内への引取りまでの行為等一連の行為において複数の違反法条に該当する違反を犯したとき。
- (ハ) その他情状が特に悪質と認められるとき。

(3) 不処分

違反行為の内容が軽微であり、戒告処分に付することが過酷に失すると認められるときは、口頭又は文書による嚴重注意にとどめ、法第35条の処分は行わないものとする。

(処分手続の開始の時期)

37-1 法第37条《処分の手続》に規定する監督処分又は懲戒処分の手続は、当該処分の対象となる違反行為が本法又は関税法その他関税に関する法律の罰則条項に該当するときは次により取り扱う。

- (1) 本法の罰則に該当するときは、検察官の取り調べに基づく処分をまつて手続を開始する。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)その他関税に関する法律の罰則条項に該当するときは、税関長が犯則の心証を得て通告、告発等の処分を決定した時点で手続を開始する。

(審査委員等の意見聴取の取扱い)

37-2 法第37条第1項《処分についての審査委員等の意見の聴取》に規定する処分に際しての審査委員等からの意見の聴取には、次により取り扱う。

- (1) 審査委員から意見を聞くときは、原則として審査委員全員の会合を開いて行う。ただし、審査委員にやむを得ない理由があるときは、文書をもつて意見を聴取することができる。
- (2) 通関業者から意見を聞くときは、「懲戒処分についての意見陳述に関する通知書」(B-1420)により通知する。

なお、陳述の方法は本人の選択により、次のいずれかにより行わせる。

イ 本人(法人にあつては、代表者又は法定の代理人又は法定の代理権(会社法第11条《支配人の代理権》)を有する者)又は代理人を指定する日時に税関へ出頭させて聴取する。

ロ 指定する期間内に文書をもつて行わせる。

- (3) 意見の聴取に当たつては、あらかじめ事件の内容その他処分の参考となる事項を説明したうえで行い、陳述の内容は的確に記録し、聴取した者及びこれに立ち会った者が記名押印を行う。

なお、聴取する意見には処分を行うことの可否のほか、処分の軽重に関する意見を含む。

- (4) 通関業者の意見を聞くときは、「懲戒処分についての意見陳述に関する通知書」(B-1420)により、通知するものとし、通関業者が指定した日時に出席しないとき又は指定した期間内に文書が到達しないときは、意見がないものとして、処分手続を進めて差し支えない。

(法令遵守状況を検証する場合の取扱い)

38-1 法第38条第1項《報告の聴取等》の規定に基づき通関業者の法令遵守状況に

ついて報告の聴取、質問又は検査を行うときは、当該通関業者が社内管理規則を整備している場合には、当該社内管理規則に則した事務処理が行われているかどうかを検証するものとする。なお、必要に応じ一層適切な事務処理が図られるよう、社内管理規則の担当者と意見交換を行うものとする。

（審査委員の選定委嘱）

39-1 法第 39 条に規定する審査委員の委嘱は、次により行う。

- (1) 審査委員は、原則として一般学識経験者（通関業者（法人の場合にあっては、その役員、通関士その他の従業者）並びに通関業界及び貿易業界の関係者を除く。）から 3 名以内を選定し、委嘱する。
- (2) 委員の委嘱は、処分事例が発生し、意見を聞く必要が生じた都度行うものとするが、運用の円滑適正を図るため、最初の委嘱を行う際にあらかじめ年度内を通じての委嘱についての了承を得ておくものとする。ただし、審査委員が被処分者と同一系列の企業に属する等処分事例と密接な関係を有する等の場合には、委嘱換えを行うものとする。

（「名称を使用する」の意義）

40-1 法第 40 条《名称の使用制限》に規定する「名称を使用する」とは、名札、看板、名刺、広告等による有形の表示のほか口頭による表示を含む。

（通関業者等と誤認される名称を使用する者の規制）

40-2 通関業者でない者が通関業者と誤認させるような名称（例えば、通関代理業者）を使用し、又は通関士でない者が通関士と誤認させるような名称（例えば、通関代理士）を使用する場合には、これを取りやめるよう指導するものとし、これに応じない場合には、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項《告発》の規定による告発をすることとなるので、留意する。